

全員回答：4月末日〆切

令和5年4月吉日

PTA会員各位

市川市立第八中学校 P T A
会長 大町 吉彦

PTA定期総会のお知らせ

花咲き春たけなわのこの頃、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年に続き、PTA定期総会は書面決議での紙面総会とし大人数での会合を控えさせていただきます。

つきましては、令和5年度PTA定期総会資料をご確認のうえ、本書面に掲載のQRコードを読み込んでいただくか、中学校から配信されるメールに記載されたURLよりWEB上の書面決議フォームにアクセスの上、賛否を回答してください。なお、定期総会については、フォームへの回答を集約・検討し、会の成立といたします。

何卒ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

書面決議フォームへの回答は4月末日までにお願いします。

議案	賛成	反対
【第1議題】令和4年度活動報告		https://forms.gle/V3KG3KZTAUpLdfQ76
【第2議題】令和4年度決算及び監査報告		
【第3議題】令和5年度活動計画案		
【第4議題】令和5年度予算案		
【第5議題】PTA本部役員承認		
【第6議題】PTA会則の変更		



(注) 各議題について「賛成」・「反対」のいずれかにチェックを入れて回答してください。

第 1 議題

令和 4 年度活動報告

1. P T A (本部)

- ・定期総会開催 (令和 4 年 4 月書面決議)
- ・学校行事への参加・協力
- ・P T A 連絡協議会行事への参加
- ・市川市 P T A 研究大会への参加

2. 学年委員会

- ・体育祭への協力 (誘導)
- ・卒業対策委員会の発足及び開催 (3 年生)
- ・修学旅行プレゼンに参加 (1 年生)

3. 文化委員会

- ・家庭教育学級を 3 回実施
 - 第 1 回 10/7 浦住先生による進路講演会
 - 第 2 回 2/28 シンガーソングライター右藤綾子さん・ジャズピアニスト田中さとこさんによる音楽鑑賞会

4. 広報委員会

- ・PTA 会報誌 140 号 (職員紹介号)・141 号 (卒業号) を発行

5. おやじの会

- ・体育祭への協力 (パトロール)
- ・3 年生へのプレゼント配布 (壮行会)

6. 少年補導員

- ・地域の方との近隣パトロール
- ・少年補導員連絡協議会への参加

第2議題

令和4年度 PTA会計決算報告書(1)

市川市立第八中学校

収入の部

項目		予算額	決算額	決算差額
繰 越 金		1,503,337	1,503,337	0
会 費		2,412,000	2,426,100	14,100
預金利息		0	0	0
収 入 合 計		3,915,337	3,929,437	14,100

支出の部

項目	費 项	予算額	決算額	予算残高
運 営 費	諸会費	100,000	70,246	29,754
	運営費	500,000	382,228	117,772
	消耗品費	30,000	47,139	-17,139
	備品費	1,000,000	627,000	373,000
	計	1,630,000	1,126,613	503,387
活動費	厚生費	80,000	87,500	-7,500
	環境整備費	200,000	123,863	76,137
	儀式関係費	600,000	515,403	84,597
	文化・体育奨励費	30,000	2,000	28,000
	会員教養費	20,000	0	20,000
	周年記念行事積立	200,000	200,000	0
	生徒活動援助費	200,000	126,765	73,235
	計	1,330,000	1,055,531	274,469
活動費	本部・専門委員会活動費	50,000	4,000	46,000
	文化委員活動費	40,000	16,484	23,516
	広報委員活動費	30,000	21,691	8,309
	おやじの会活動費	80,000	54,943	25,057
	補導員活動費	0	0	0
	計	200,000	97,118	102,882
	小 計	1,530,000	1,152,649	377,351
予備費		755,337	0	755,337
支出合計		3,915,337	2,279,262	1,636,075

収支残高の部

総収入決算額	総支出決算額	残 高
3,929,437	2,279,262	1,650,175

※残高は令和5年度PTA会計に繰越

令和4年度 P T A会計決算報告書

周年事業積立金

前年度繰越金	今年度積立金	利息	今年度支出	残 高
800007	200,000	9	0	1,000,016

上記の通り、令和4年度 P T A会計を報告します。

令和5年3月31日

P T A会長 大町 吉彦 

P T A会計 宇佐美 拓郎  吉村 沙織  安孫子 由美子 

監査の結果、帳簿および書類の保存は適正にして正確に処理していることを認めます。

令和5年3月31日

P T A会計監査 鈴木 慧  石川 真由美  光川 理恵 

第 3 議題

令和 5 年度活動計画(案)

1. P T A (本部)

- ・定期総会準備、開催
- ・運営委員会の準備、開催
- ・学校行事への参加・協力 (入学式、体育祭、鶴風祭、卒業式等)
- ・P T A連絡協議会行事への参加
- ・市川市P T A研究大会への参加
- ・学校運営協議会への参加

2. 学年委員会

- ・学年委員会の開催 (2か月に1回程度、平日)
- ・学校行事への参加・協力 (入学式、体育祭、鶴風祭、卒業式等)
- ・3年生壮行会の準備
- ・卒業対策委員会の発足及び開催 (3年生)
- ・修学旅行プレゼンに参加 (1年生)

3. 文化委員会

- ・家庭教育学級企画、運営
- ・家庭教育振興大会等への参加

4. 広報委員会

- ・P T A広報誌の編集及び発行

5. 八中サポーター (旧おやじの会)

- ・学校行事への参加・協力 (駐輪場整理・パトロール等)
- ・環境奉仕活動 (グラウンド整備、ベンキ塗り等)
- ・その他、イベント企画・開催

6. 少年補導員

- ・新任補導員研修の受講
- ・地区補導パトロール (月 1 ~ 2 回)
- ・少年補導員連絡協議会への参加

第4号議案

令和5年度 P T A 会計予算（案）

収入の部

項目		予算額	説明
繰越金		1,650,175	前年度繰越金
会費		2,406,000	年会費+校内備蓄費
預金利息		0	銀行利子
収入合計		4,056,175	

支出の部

項目	費目	予算額	説明
運営費	諸会費	100,000	振込手数料、P連負担金、各種分担金、PTA各種大会参加費
	運営費	500,000	講演会交通費、行事関係費、保険料、運営委員会開催費用等
	消耗品費	50,000	事務用品費等
	備品費	1,000,000	備品購入、整備費、非常用校内備蓄費
	計	1,650,000	
PTA活動費	厚生費	80,000	慶弔費、転退職お餞別
	環境整備費	500,000	植栽等の整備費、ベンキ塗り運営費、グラウンド整備費等
	儀式関係費	600,000	卒業記念品、入学式・卒業式に係わる費用
	文化・体育奨励費	30,000	体育祭・体育関連等の経費等
	会員教養費	10,000	講演会、新聞、図書費等
	周年記念行事積立	200,000	周年記念行事積立金
	生徒活動援助費	200,000	生徒体験学習の手土産代・生徒向け講演会に係わる費用
活動費	計	1,620,000	
	本部活動費	30,000	役員会、会議費等
	学年委員活動費	116,000	学年活動費、会議費等
	文化委員活動費	50,000	家庭教育学級運営費、会議費等
	広報委員活動費	30,000	PTA広報印刷代、編集・取材経費、会議費等
	八中サポーター活動費	10,000	体育祭お手伝い、校内整備、環境整備等
	計	236,000	
小計		1,856,000	
予備費		550,175	
支出合計		4,056,175	

令和5年度 P T A本部役員候補

役 職	氏 名	所 属
名誉会長	岡 良和	校 長
会長	佐 藤 一 彦	3年 2組
副会長	石山 ことみ	3年 3組
	吉 村 沙 織	3年 2組
書記	小 島 和 子	3年 3組
会計	宇佐美 拓郎	教 頭
	安孫子 由美子	2年 4組
	若 山 知 子	2年 1組
会計監査	鈴 木 慧	教務主任
	光 川 理 恵	2年 1組

※決定している方のみ掲載しました

第 6 議題

P T A会則の改定について

P T A活動全般の見直しを行い、以下の点を変更する。

- ・第五章 第22条 専門委員会についての記述を変更
おやじの会の名称を八中サポーターへ変更
壮行会の開催を削除し、学校整備等を追加

市川市立第八中学校 P T A 会則 (案)

第一章 総 則

- 第1条 本会は市川市立第八中学校 P T A と称する。
- 第2条 本会の事務所を市川市立第八中学校内（市川市大和田4-9-1）におく。
- 第3条 本会の会員は市川市立第八中学校の生徒の保護者と現任教職員とする。本会へは入会届の提出をもって入会したものとする。期日までに入会届の提出がない場合は、入会に同意したと判断する。
- 第4条 本会は会員の協力により生徒の福祉を増進し、教育の向上を図ることを目的とする懇親協力団体である。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- ① 教育懇談会・講演会・講習会を開く。
 - ② 生徒の校外における健全教育をはかる。
 - ③ 生徒の就学や出席を奨励・援助する。
 - ④ 生徒の諸活動を奨励する。
 - ⑤ 会員の親睦をはかる。
 - ⑥ その他、教育発展のために必要なことを行う。

第二章 役 員

- 第6条 本会は会員より選出された次の役員をおく。
- ・ 名誉会長 1名（校長）
 - ・ 会長 1名
 - ・ 副会長 3名以上（内1名は会計兼務）
 - ・ 書記 1名以上
 - ・ 会計 2名以上（内1名は教頭）
 - ・ 会計監査 2名以上（内1名は教職員）
- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 新役員候補の選出にあたり選考委員会をおく。
- 選考委員は、名誉会長、会長及び運営委員で構成する。
- 選考委員会で推薦された候補者は総会の承認を経て就任する。
- 第9条 会長は本会を代表して予算の執行及び会務を司る。
- 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 第10条 書記は会議の協議事項を記録し保管する。
- 第11条 会計は総会で決定した予算に基づき、経理を処理し財産を管理する。
- 第12条 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
- 第13条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

第三章 総 会

- 第14条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。
- 第15条 定期総会は会長が招集し、原則として毎年度4月中に開かなければならない。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第16条 総会は委任状による出席を含めて、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 可否同数の場合は、議長に一任する。
- 第17条 総会の議長は会長が指名し、出席者の同意を得てこれにあたる。
- 第18条 次の事項は総会の議決を得なければならない。
- ① 会務の承認
 - ② 予算、決算の承認
 - ③ 校長、教頭を除く新役員の承認

- ④ 会則の改廃
- ⑤ その他重要な会務

第四章 運営委員会

第19条 運営委員会は次の構成員で構成され、本会則及び総会の決議に基づき本会の会務を企画運営する。

- ① 役員
- ② 各専門委員長（但し、学年委員は各学年委員長とする。）
- ③ 教職員代表若干名

第20条 運営委員会は会長が招集し、議事を進行する。

第21条 運営委員会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

第五章 専門委員会

第22条 本会に次の専門委員をおく。

- ① 学年委員（各学年学級間の連絡調整及び学校行事への協力等）
- ② 文化委員（会員の教養向上、文化的行事）
- ③ 広報委員（会報の発行）
- ④ 八中サポーター（P T A行事への協力、学校整備等）

専門委員は運営委員会で決定した実施事項を執行する。

第23条 専門委員は各学級より選出された委員で構成する。各学級の委員は担任教職員と協力して運営し、任期は1年とする。

第24条 専門委員会は各学級の専門委員で構成し、委員長1名、副委員長を適宜互選により選出し若干名の教職員顧問をおき、協力して運営する。

第25条 専門委員会は委員長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

第六章 経 理

第27条 本会の会費は月額1世帯300円とする。

第28条 本会の経費は会費により経理される。ただし、会費は12ヶ月間納入するが、活動が大幅に縮小された場合、適宜減額することができる。

第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

第30条 運営委員会は本会に反しない範囲で細則を制定し、また改廃することができる。ただし、制定・改廃の結果は次の総会に報告しなければならない。

第31条 本会は必要に応じて特設委員会を設けることができる。

第32条 本会則は昭和45年4月28日より実施する。

平成28年4月23日一部改正
平成30年4月21日一部改正
令和3年4月30日一部改正
令和4年4月30日一部改正
令和5年4月30日一部改正

市川市立第八中学校 P T A 慶弔規程

1. 慶弔

- (イ) 結婚祝 教職員について ・・・・・・・・ 5, 000円
(ロ) 出産祝 教職員ならびに配偶者について ・・・ 3, 000円
(ハ) 死亡
(1) 生徒の死亡について
(2) 生徒の父母、及びそれにかわる者の死亡について
(3) 教職員の父母、及びその子どもの死亡について
(4) 教職員及びその配偶者の死亡について
(1)～(4)の場合それぞれ5, 000円とする。
(ニ) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

2. 見舞い

- (イ) 必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。
その場合3, 000円とする。

3. 館別

- (イ) 教職員の転任、退職の場合には記念品を贈るものとする。
(ロ) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

<備考> 教職員には事務職員、及び用務員も含む。

4. 付則

- (イ) 本規定は昭和50年10月18日より適用する。
(ロ) 平成5年5月1日一部改正
(ハ) 平成10年4月30日一部改正
(二) 平成18年4月30日一部改正

卒業対策・進路対策委員会規約

第一章 名称

第1条 本会は卒業対策・進路対策委員会と称し、市川市立第八中学校に事務局を置く。

第二章 目的

第2条 本会は市川市立第八中学校の卒業及び進路指導を適切にするための諸活動を行うことを目的とする。

第三章 組織

第3条 本会はPTA会則第2章、第13条の会則にそって運営委員会の承認を経て、第3学年学年委員をもって組織する。

第四章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 卒業に関する必要な活動を行う
2. 進路に関する必要な活動を行う
3. 本会の目的に沿う、他団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

第五章 会議

第5条 本会は機関として、保護者会及び役員会を置く。

第6条 保護者会は本会の最高決定機関であって、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び予算の決定
2. 事業及び決算の承認
3. 役員の選出
4. 会計監査の選出
5. 本規約の改廃
6. その他全体に関すること

第7条 保護者会は市川市立第八中学校第3学年の保護者をもって構成する。

第8条 保護者会は全構成員の3分の2以上の出席（含：委任）で成立し、議事は過半数をもって決する。

可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 役員会は総会につぐ議決機関であり、事業計画、予算案の作成及び予算の執行を行う。

第六章 役員

第10条 本会は次の役員をおく。なお、任期は1年とする。

1. 委員長 1名（学年部より互選する）
2. 会計 2名（学年部より互選する）
3. 会計監査 2名（学年部より互選する）

第11条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 委員長は本会を代表し、一切の会務を統括する
2. 会計は本会の会計を処理する
3. 会計監査は一切の会計を監査し、保護者会に報告する

第12条 本会は保護者会の承認を得て、顧問をおくことができる。顧問は第3学年主任とし、本会の運営に適切な助言を行う。

第七章 会費及び会計年度

第13条 本会の会計は会費をもってあてる。

第14条 本会の会費は原則として年間9千円とし、3回の集金をもって徴収する。

第15条 本会の会計年度は4月より、翌年の3月までとする。

付 則 本会則は平成20年4月1日より施行する。

平成28年4月23日一部改正